

問Ⅵ - 3 (定款における基本財産、不可欠特定財産の定め方)

新制度の基本財産についての定款の定めは、「評議員会で基本財産とすることを決議した財産」といった定め方でもいいのでしょうか。

答

- 1 一般社団・財団法人法上の基本財産とは、財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた財産です。
- 2 定款に基本財産を定めるに当たっては、どの財産が基本財産となっているのかを、ある程度具体的に判別できるような方法で定款に記載することが望ましいと思われませんが、その定め方については、原則として各法人における種々の事情に応じて任意であると考えられます(注1)。
- 3 一方、「公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産」(不可欠特定財産)があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであることが公益認定の基準の一つとなっています(公益法人認定法第5条第16号)。

この不可欠特定財産は、法人の目的、事業と密接不可分な関係にあつて、当該法人が保有、使用することに意義がある「特定の」財産である(注2)ことから、不可欠特定財産がある旨の定款の定めについては、財産種別や場所・物量等を列記するなどの方法により、どの財産が不可欠特定財産に該当するのかが分かるように定款に具体的に記載する必要があります(注3)。

なお、財団法人における不可欠特定財産に係る定款の定めは、基本財産としての定めを兼ね備えるものとなります(ガイドラインⅠ-15.)。

(注1) ただし、例えば、単に「毎年度の財産目録に基本財産として表示する財産」とだけ定款に定める場合、「公益法人会計基準」の運用指針(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)において、基本財産は「定款において基本財産と定められた資産」とされていることから、相互に参照する結果となるため、適当ではないと考えられます。

(注2) 金融資産や通常の土地・建物は、不可欠特定財産には該当しません(ガイドラインⅠ-15.)。

(注3) 各財産を一点ごとに特定するような方法で記載する必要がありますが、著しく多量の財産を定める場合には、財産の形状・性質などに着目した一定の分類ごとにまとめて記載し、それぞれの数量を記載することも可能と考えられます(この場合、行政庁から

個別の財産の目録等の提出をお願いすることがあります。)

(参照条文)

一般社団・財団法人法第 172 条 (略)

2 理事は、一般財団法人の財産のうち一般財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた基本財産があるときは、定款で定めるところにより、これを維持しなければならない、かつ、これについて一般財団法人の目的である事業を行うことを妨げることとなる処分をしてはならない。

公益法人認定法 5 条 (略)

十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。